

守谷市スポーツ少年団専門部会規程

(総則)

第1条 この規程は、守谷市スポーツ少年団本部規程第18条に規定された専門部会に関する必要な事項を定める。

(目的)

第2条 専門部会は、守谷市スポーツ少年団に加盟する各種目のスポーツ指導者の連携と、相互研修により資質の向上を図り、本市における各種目のスポーツ少年団育成の推進役となることを目的とする。

(活動)

第3条 専門部会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 守谷市スポーツ少年団大会を競技ごとに運営を行う。
- (2) 指導者研修会を開催する。
- (3) スポーツ少年団相互間の交流・親睦を図る。
- (4) スポーツ少年団の合同事業に関すること。
- (5) その他スポーツ少年団に必要な事業。

(組織)

第4条 専門部会は、守谷市内のスポーツ少年団の登録指導者をもって種目ごとに組織する。

(役員)

第5条 専門部会に次の役員を置く。ただし、単位団が複数（2団以上）ないときは、単位団と兼ねることとし、(2)は置かなくても良い。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 委員 数名
- (4) 会計 1名
- (5) 監事 2名

2 会長は本部委員を兼ねることとする。

(役員の仕事)

第6条 会長は専門部会の運営を統括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたとき、会長があらかじめ指名した順位によりその職務を行う。
- 3 委員は専門部会を構成し事務に従事する。
- 4 会計はすべての資金を管理保管し、毎年1回およびその他要求あるごとにその説明を行う。
- 5 監事は、会計内容を監査し、その結果を年1回専門部会に報告する。

(役員を選出)

第7条 専門部会の役員を選出は次のとおりとする。

- (1) 単位団が複数の場合、各単位団から役員を選出する。

(役員の仕事)

第8条 専門部会の役員の仕事は各専門部会において決定する。

2 役員に欠員が生じたときはそれを補充する。ただし、再任は妨げない。

(会計)

第9条 専門部会の会計は、会費、補助金、賛助金その他の収入金をもってあてる。

2 会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日におわる。

(規定変更)

第10条 本規程は本部委員会で出席者の過半数の同意を得なければ改正することができない。

附 則

本規程は、平成20年6月20日から施行する。

附 則

本規程は、令和3年4月1日から施行する